

「住宅地図」特許権侵害損害賠償請求事件：東京地裁平成30(ワ)24717. 令和1年9月17日（民46部）判決＜請求棄却＞

【キーワード】

文言侵害，均等侵害，構成要件の充足性，無効事由（進歩性の欠如），特許料不納（特許権消滅）

【事案の概要】

1 事案の概要

本件は，発明の名称を「住宅地図」とする特許権（第3799107号）について，特許権者から専用実施権の設定を受けた原告が，被告が制作し，インターネット上でユーザに利用させている電子地図は，前記特許権の請求項1の発明の技術的範囲に属すると主張して，被告に対し，民法709条に基づき，1億円（一部請求）及びこれに対する不法行為後の日である平成30年6月16日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがなにか，後掲各証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

(1) 原告（生活地図株式会社）は，情報処理サービス業，情報提供サービス業等を業とする株式会社である。

被告（株式会社ゼンリン）は，住宅地図，各種地図，地図関連商品等の企画，作成及び販売等を業とする株式会社である。

(2) 原告は，以下の特許権（以下，「本件特許権」といい，その特許を「本件特許」という。）について，特許権者（有限会社エン企画）から，平成22年9月7日に専用実施権の設定を受けた（甲1，23）。その後，本件特許権は，平成28年4月28日に特許料不納により消滅した（甲1）。

特許番号	特許第3799107号
発明の名称	住宅地図
出願日	平成8年10月15日
登録日	平成18年4月28日

(3) 本件特許権の特許請求の範囲の請求項1の記載は以下のとおりである

（以下，請求項1に記載された発明を「本件発明」という。また，本件特許権に係る明細書及び図面を「本件明細書」と総称する。）。

「住宅地図において，検索の目安となる公共施設や著名ビル等を除く一般住宅及び建物については居住人氏名や建物名称の記載を省略し住宅及び建物のポリゴンと番地のみを記載すると共に，縮尺を圧縮して広い鳥瞰性を備えた地図を構成し，該地図を記載した各ページを適宜に分割して区画化し，付属として索引欄を設け，該索引欄に前記地図に記載の全ての住宅建物の所在する番地を前記地図上における前記住宅建物の記載ページ及び記載区画の記号番号と一覧

的に対応させて掲載した，ことを特徴とする住宅地図。」

(4) 本件発明は，以下のとおり，分説することができる（以下，分説された構成要件の符号に従い，「構成要件A」などと表記する。）。

- A 住宅地図において，
- B 検索の目安となる公共施設や著名ビル等を除く一般住宅及び建物については居住人氏名や建物名称の記載を省略し住宅及び建物のポリゴンと番地のみを記載すると共に，
- C 縮尺を圧縮して広い鳥瞰性を備えた地図を構成し，
- D 該地図を記載した各ページを適宜に分割して区画化し，
- E 付属として索引欄を設け，
- F 該索引欄に前記地図に記載の全ての住宅建物の所在する番地を前記地図上における前記住宅建物の記載ページ及び記載区画の記号番号と一覽的に対応させて掲載した，
- G ことを特徴とする住宅地図。

(5) 被告は，遅くとも平成25年7月までに，ユーザの携帯端末のブラウザが，被告指定のウェブサイトから住宅地図情報を受信し，これを同端末のディスプレイに表示することができるようにしたプログラム（以下，このプログラムを「被告地図プログラム」といい，被告地図プログラムによってユーザ端末のディスプレイに表示された地図を「被告地図」という。）を制作し，被告地図プログラムを「ゼンリン住宅地図スマートフォン」と称するサービスとして，ユーザに対し，インターネット上において有料で提供している（甲3，7，乙1）。

(6) 被告地図には，ユーザ端末のディスプレイの右下に表示されるスケールバーの表示が「10m」「20m」「30m」「50m」「60m」「70m」「200m」「500m」「2km」「10km」「20km」「90km」の12種類の地図がある（甲4ないし6，24の1，24の2，争いのない事実。以下，そこで表示される距離に応じ，「縮尺レベル「50m」の被告地図」などということがある。）。

原告は，このうち縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の被告地図が本件発明の技術的範囲に属すると主張している。

3 争点

(1) 被告地図プログラムによってユーザ端末のディスプレイに表示された縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の被告地図についての文言侵害の有無（主位的主張）（争点1）

ア 「住宅地図」（構成要件A及びG）の充足性（争点1-1）

イ 「検索の目安となる公共施設や著名ビル等を除く一般住宅及び建物については居住人氏名や建物名称の記載を省略し住宅及び建物のポリゴンと番地のみを記載」（構成要件B）の充足性（争点1-2）

ウ 「縮尺を圧縮して広い鳥瞰性を備えた地図」（構成要件C）の充足性（争

点1-3)

- エ 「該地図を記載した各ページを適宜に分割して区画化し」 (構成要件D)の充足性 (争点1-4)
 - オ 「付属として索引欄を設け」 (構成要件E)の充足性 (争点1-5)
 - カ 「該索引欄に前記地図に記載の全ての住宅建物の所在する番地を前記地図上における前記住宅建物の記載ページ及び記載区画の記号番号と一覽的に対応させて掲載した」 (構成要件F)の充足性 (争点1-6)
- (2) 縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の被告地図についての均等侵害の成否 (予備的主張) (争点2)
- (3) 被告による縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の被告地図の「生産」(特許法2条3項1号)の有無又は間接侵害の成否 (争点3)
- (4) 本件特許が特許無効審判により無効にされるべきものか (争点4)
- ア 乙12に基づく進歩性欠如の有無 (争点4-1)
 - イ 乙13の1に基づく進歩性欠如の有無 (争点4-2)
 - ウ 明確性要件違反の有無 (争点4-3)
 - エ サポート要件違反の有無 (争点4-4)
- (5) 損害の数额 (争点5)

【判 断】

1 本件発明及びその意義

(1) 本件明細書の発明の詳細な説明には、以下の記載がある(甲2。なお、明白な誤記と思われる箇所については修正した。)

ア 発明の属する技術分野

「本発明は、住宅、ビル等の一軒ごとに居住者名や会社名等の対応付けが容易で縮尺率が極めて高い小型な住宅地図に関する。」(【0001】)

イ 従来の技術

「従来の住宅地図には、建物表示に住所番地ばかりでなく、居住者氏名も全て併記されており、このため、それらの記載を一軒ごとに建物表示の輪郭内に納めるために一軒毎の建物の記載スペースを大きく取る必要があった。従って、住宅地図の縮尺は、実用上、小さいものでも市街地で1,000分の1から1,500分の1の大きさであることが要求される。また、これに伴って目的とする建物や建物への連絡道路や付近の状況等を一覽できるように、地図帳の大きさも比較的大判サイズのものにする必要があった。」(【0002】)

「また、付属の索引については、住所のうち丁目とそれぞれの丁目に該当するページが掲載されているだけであったから、目的とする建物を探し出すためには、索引によって開いた上記のように大判の広いページの上で、丁目が同一であって番地が異なる多くの建物の中から目的とする建物を探し出す必要があった。さらに上記のように縮尺度の低い縮尺のもとでは一軒毎の建物の記載スペースが大きいために、同一の丁目に属する建物が数ページにまたがって分布

して記載されていることが多く、このため目的とする居住地（建物）を探し出す作業が煩雑で面倒であり迅速さに欠け非効率な作業となって大きな不満を伴うものであった。」（【0003】）

「また、従来より住宅地図には氏名と住所を記載することが必須とされており、このため、アルバイト生などを雇って一軒一軒尋ね歩かせ、住所、氏名を確認のうえ住宅地図上の当該家屋に新規に書き込み、あるいは修正するなどして、いわゆる人海戦術によって地図の作成を行っていた。このように、氏名の記載に伴う地図作成の繁雑さ及び地図作成後の住所移転に伴う氏名の記載変更作業の繁雑さは並大抵のものではなく、このように毎年行われる実地調査のための人件費が経費の相当部分を占めて、これが住宅地図の制作費を押し上げる要因となっていた。」（【0004】）

「また、このような住宅地図は、住所番地と氏名あるいは建物などが同色で併記されているため雑然としていて見にくく、従って、肉眼でも判別可能な実用性を確保するためには大きく記載しなければならず、ますます縮尺度を低いものにさせていた。従って、全体として地図の大型化や大冊化を招き、この大型化や大冊化が上記の人件費と相俟って住宅地図を高価格なものとするとともに、携帯に不便なものともしていた。」（【0005】）

「この高価格や大型化・大冊化のために、住宅地図は一般には普及せず、官公庁や住宅関係の情報を特に必要とする企業など、ごく一部に使用されるだけの利用率の低いものとなっている。また、同様の理由により、住宅地図を必要とする企業等においても、携帯による個別的な利用は一般的になされず、その点からも利用率の低いものとなっている。」（【0006】）

「そして、住宅地図の利用においては、一般に、目的とする建物を探し出す過程で必要な情報は、公共施設や著名ビル等の一部例外を別にすれば専ら住宅の番地であり、この住宅の番地が目的とする建物に検索が近づいているか否かを判別するための手掛かりとなる。氏名は目的とする建物が見つかったとき更なる確認のために必要とされることはあっても、必須不可欠なものではない。のみならず、検索中における付近の建物の住人の氏名は不要なばかりか、総じて、検索に対して妨害的に作用するものである。実際、氏名は漢字やかなで表記されるため、住宅地図上の建物輪郭内に必要とするスペースの割合が大きく、結果的に、数字である住所番地はその片隅に小さく記載されざるを得ないから、記載情報を読み取る際の人間の習性として、検索中は、住所番地ばかりでなく付近の不要な文字（氏名）まで読み取ることになり迅速な検索の支障になっている。」（【0007】）

「更に、現存の住宅地図の作成では、例えば一軒一軒表札を見て居住者の氏名を記入するため、電話帳に電話番号を掲載しない住民その他氏名の公表を希望しない住民についても住宅地図を登載してしまうこととなる。このため、プライバシーの保護という点からも問題を有している。」（【0008】）「本発明の課題は、上記従来の実情に鑑み、住宅、ビル等の一軒ごとに居住者名や

会社名等の対応付けが容易であり、縮尺率が高く小型で廉価であり、内容が最新、正確、且つプライバシーに配慮したものであり、検索が迅速にできる住宅地図を提供することである。」（【0010】）

ウ 課題を解決するための手段

「先ず、請求項1記載の発明の住宅地図は、検索の目安となる公共施設や著名ビル等を除く一般住宅及び建物については住人氏名や建物名称の記載を省略し住所及び建物のポリゴンと番地のみを記載すると共に、縮尺を圧縮して広い鳥瞰性を備えた地図を構成し、該地図を記載した各ページを適宜に分割して区画化し、付属として索引欄を設け、該索引欄に上記地図に記載の全ての住居建物の所在する丁目、番地及び号を上記地図上における上記住居建物の記載ページ及び記載区画の記号番号と一覽的に対応させて掲載して構成される。」

（【0011】）

(2) 本件各発明の意義

前記(1)によれば、本件発明の意義は以下のとおりであると認められる。

従来の住宅地図は、建物表示に住所番地だけでなく建物名称及び居住者氏名も全て併記されていたため、これらを記載するためのスペースを確保するために住宅地図の縮尺を高くすることができず、そのため、地図の大きさも比較的大きくする必要があり、同時に、地図に氏名が記載されることによるプライバシー侵害や利用者の検索への支障を生じたり、地図の更新作業のための調査に膨大な労力と人件費がかかったりするという課題があった。また、住宅地図に付されている索引についても、住所のうち丁目と、それぞれの丁目該当するページが掲載されているだけであったため、同一の丁目の中で番地が異なっている多くの建物の中から目的とする建物を探し出す必要があった。

本件発明は、検索の目安となる建物を除く建物名称や居住者氏名を記載しないため、高い縮尺で地図を作成することにより小判で、薄い、取り扱いの容易な廉価な住宅地図を提供することや、地図の更新のために氏名調査等の労力を要しないことによって廉価な住宅地図を提供することを可能にするとともに、地図上に公共施設や著名ビル等以外の住宅及び建物は番地のみを記載し、地図のページを適宜に分割して区画化したうえで、全ての住宅及び建物の所在する番地を当該番地の記載ページ及び記載区画を特定する記号番号と一覽的に対応させた索引欄を付すことによって、簡潔で見やすく迅速な検索を可能にする住宅地図を提供する。

2 争点1-4（構成要件D「該地図を記載した各ページを適宜に分割して区画化し」の充足性）

(1) 後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告地図プログラムは、会員登録をしたユーザが、被告が指定するウェブサイト（http://以下省略）にアクセスし、所定の操作をするなどすると、ユーザの端末にインストールされているWebブラウザを介して、ユーザ端末のディスプレイに地図を表示できるようにしたプログラムである（乙1、2）。

ユーザの端末の画面に表示された被告地図は、画面の右側に「-」「+」のアイコン、画面の右下にスケールバー、画面の下側に「検索」「中心住所」「ルート確認」「お気に入り」の各アイコンが表示される（甲4、16、24の1、24の2）。

イ 被告地図プログラムにより表示される被告地図には、前記アのスケールバーの表示が「10m」「20m」「30m」「50m」「60m」「70m」「200m」「500m」「2km」「10km」「20km」「90km」の12段階の地図がある（甲4ないし6、24の1、24の2、争いのない事実）。

被告地図は、上記のスケールバーの表示が同じ地図であっても、表示するユーザの端末ごとに端末の画面の大きさが異なることなどから縮尺率を特定することはできないが、スケールバーの表示が「60m」である縮尺レベル「60m」の地図は、1/2833ないし1/3333程度の範囲の縮尺となることがある（乙6、弁論の全趣旨）。

ウ 被告地図のうち、縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の住宅地図は、ポリゴンとして表示された住宅及び建物の一部につき名称の記載がなく、丁目、番地及び号が記載されている。また上記各住宅地図の画面には、画面を仕切る線等は存在せず、また画面上の特定の区画を示す記号番号も付されていない（甲4、24の1、24の2）。

エ ユーザが、被告指定のウェブサイトアクセスし、表示地点及び縮尺の指定を行うと、●（省略）●ユーザの携帯端末に送信される（乙2）。●（省略）●（乙2）。なお、ベクターデータとは、現実世界に存在する地物をポイント（点）、ライン（線）及びポリゴン（面）の3つの要素で表現したデータであり、ラスターデータとは、行と列の格子状（グリッド状）に並んだセル（ピクセル）で構成されるデータである（乙11の1、11の2）。

被告地図では、端末のインターネット接続を遮断した上で、表示画面をスクロールして新たな領域を表示させようとする時、地図表示がされない部分が現れる（甲5、争いのない事実）。また、同様にインターネット接続を遮断した状態で、画面右側の「-」と「+」のアイコンを操作して縮尺を縮小・拡大しようとする時、地図表示がされない（甲6、争いのない事実）。

オ ユーザが前記アの「検索」のアイコンを選択すると、被告地図の表示が消えて検索画面が表示される。

ユーザが、同検索画面において、特定の町名を指定すると、同町のすべての丁目が番号の若い順に表示されると共に、各丁目の表示の右側に「地図>」とのアイコンが表示される。

さらにユーザが丁目を選択すると、当該丁目のすべての番地が番号の若い順に表示されると共に、各番地の表示の右側に「地図>」とのアイコンが表示される。同アイコンには、各番地に対応して設定された特定の地点へのハイパーリンクが設定されており、ユーザが同アイコンを選択すると、当該アイコンの

左側に表示された住所を中心とした被告地図が表示される。なお、その際の縮尺は、検索画面に移行する直前に表示されていた地図の縮尺と同一である。

さらにユーザが番地を選択すると、当該番地のすべての号が番号の若い順に表示されると共に、各号の表示の右側に「地図>」とのアイコンが表示される。同アイコンには、各号に対応して設定された特定の地点へのハイパーリンクが設定されており、ユーザが同アイコンを選択すると、当該アイコンの左側に表示された住所を中心とした被告地図が表示される。なお、その際の縮尺は、検索画面に移行する直前に表示されていた地図の縮尺と同一である。（以上、甲4，12ないし16，争いのない事実，弁論の全趣旨）

(2) 本件明細書には、前記1(1)の記載のほか、発明の実施の形態として、以下の記載がある。なお、以下の図1ないし5は、それぞれ、別紙本件明細書図1ないし5である。

ア 「図1は、一実施の形態における番地（住所の地番及び号）のみを記載した住宅地図のページの一例を示す図である。同図に示す地図1は、3本の縦線2と、1本の横線3により、8つの区分に仕切られている。上段の区分は左から右へ第1区分、第2区分、第3区分及び第4区分として夫々区分の中央に括弧付きの番号が(1)，(2)，(3)及び(4)と付記されている。下段には、上記に続く区分番号が同様に区分の中央に(5)，(6)，(7)及び(8)と付記されている。これらの区分番号は、その区分を拡大して示すページの番号であり、例えば第4区分の番地付きの詳細図は、その区分番号(4)で示す4ページに掲載されている。この地図の図形は、原画、イメージスキャナ、ベクトルデータ変換装置、ポリゴン（多角の囲い図形）変換装置、及びコンピュータを用いて作成し、後述する番地データや一部の名称（テキストデータ）は、手作業による入力によって付加する。この地図データは住所入り電子住宅地図として適宜の媒体に記憶される。そして、必要に応じて、プロッタ等を用いて印刷出力される。」（【0017】）

イ 「図2は、上記一例として示したページの第4区分を拡大して示すページ即ち4ページを示している。同図に示す拡大地図4は、5本の仕切り線5によって上下に6つの区画に仕切られて（分割されて）いる。それらの区画には、左外側に、上から1，2，…6と区画番号が付記されている。この拡大地図4が、検索対象となる住宅地図であり、図1の地図1は、検索対象の居所を検出した後、その探し当てた住所付近の全体像を知るために利用される俯瞰図である。」（【0018】）

ウ 「図3は、説明上の便宜のため、図2の拡大地図4の第6区画を更に拡大して示している。図3に示すように、第6区画は、左方にこの辺一帯の地名である「丙原」の字名（あざな）6が記載されている。そして、やや右方に集中して、住宅その他の建造物（以下、これらを建物という）が、ポリゴンで表され、公共施設の「○×公民館」の記載7の他には、一般住宅及び建物について居住人氏名や建物名称の記載が省略されている。建物には黒点が打たれて単に

番地のみが付記されている。」（【0019】）

エ 「このように番地の記載位置が1つの区画内で順不同であるのは、番地が地形や道路を境界にして区割りされる行政区画に従って付与されているためであり、単純に方形に仕切って形成される地図の区画には順序よく収まらないことからきている。このように番地の配置が順不同であると、近傍の番地が直ちには検索の目安にならないから、従来のように、これに氏名が記載されているのは、氏名の記載が視野の邪魔になって、目的とする番地の建物を目視によって探し出すことが容易ではない。同図のように氏名の記載がなく番地の記載だけであると、たとえ番地の記載が順不同であっても目的とする番地の建物を目視によって探し出すことは容易である。本実施の形態においては、番地を知って建物を容易に検索できるように付属として地図に索引欄を設けてある。」

（【0021】）

オ 「図4は、索引欄の一例を示す図表である。同図は例として字名（都市部では町名）と、その字名の中に含まれる住宅の番地（以下、住宅番地という）、そして、その住宅番地の建物が掲載されている地図の頁とその区割りが一覧的に対応させて記載されている。」（【0022】）

カ 「同図に示す索引欄には字名は甲原、乙原、及び丙原の3つが示されている。字名が甲原の最初の住宅番地は「8～14-5」となっており、これに対応する頁は「1」、区割りは「4」となっている。これは甲原の8番地、9番地、…、14番地5号までが、1頁の第4区画に掲載されていることを表している。」（【0023】）

キ 「住宅番地「8～14-5」の「～」は中間の番地の記載を省略したことを表している。すなわち、1頁の第4区画に掲載されている番地の最も小さい番地及び号が「8」（号はない）であり、最も大きい番地及び号が「14-5」であることを表している。したがって、甲原の「○池△太郎」が9番地に居住していることが電話帳で分かれば、9番地は「8～14-5」の範囲内に含まれるから、1頁を開いて第4区画を探せばよいことになる。」（【0024】）

ク 「また、図3の拡大図に示す4頁の第6区画の字名「丙原」地区に掲載されている番地は、図4の索引欄では、字名「丙原」の欄の一行目の中欄に、住宅番地「30～70」、頁「4」、区画「6」として、上述した30、32、33、35、52、53-1、55、56、57、60、61、64、65、66、69及び70番地が示されており、さらに8行目の中欄に、住宅番地「1539～1821-3」、頁「4」、区画「6」として、上述した1539、1539-2、1804、1808、1812、1813-1、1813-2、1814、1821-3及び1821-2番地が示されている。」

（【0027】）

ケ 「これによって、丙原の「×垣○次郎」の住宅を探すときは、電話帳で丙原地区のページを調べ、×垣○次郎を探し出し、そこに電話番号と共に記載さ

れている所番地，例えば「丙原52番地」によって，図4の索引欄の字名「丙原」，住宅番地「30～70」，頁「4」，区画「6」から，図2に示す4ページの検索用地図4の第6区画内を探して，52番地の建物8（図3の拡大図参照）を探し当てることができる。」（【0028】）

コ 「尚，図2に示した検索用地図4では，区画を縦6段にして，横方向に区画割りを行っていないが，都市部など建物が混み合うところでは更に横方向に区画を設けるようにしてよい。」（【0031】）

サ 「図5は，図2と同じ検索用地図4を縦横に仕切って合計24区画に分割した例を示している。このように縦横に区画する場合は，横方向の区画には例えば図のようにA，B，C，Dのように英文字を用いて区画記号を付記するようにし，図4の索引欄には，区画記載欄に「1A」，「6C」のごとく縦の区画番号と横の区画記号を記載する。これによって24区画内の番地を各区画に対応させて記載することができる。」（【0032】）

シ 「尚，官公庁や住宅関係の企業では，今まで通り氏名入りの住宅地図を必要とする場合も考えられる。そのような場合でも，本実施の形態における住宅地図，但しこの場合は電子化されているほうの住所入り電子住宅地図と，これも電子化されている電話帳などによって，全戸氏名入りの住宅地図を作成することができる。」（【0033】）

ス 「図6は，その全戸氏名入り電子住宅地図の作成方法を示す図である。同図に示す電子データベース11は，一般に市販されている例えばCD-ROMに納められている型の電子電話帳である。或は市販のスキヤナを用いて電話帳の各ページを読み取り，これも市販のイメージ/テキスト変換ソフトを用いて上記読み取ったページイメージをテキストデータに変換して自前の電子電話帳を予め作っておいてもよい。」（【0034】）

セ 「そして，同図の住所入り電子住宅地図12は，上述した本発明に係る住所のみが入った電子住宅地図である。同図に示すように，パソコン（パーソナルコンピュータ）13により上記の電子電話帳11と住所入り電子住宅地図12を読み込み，所番地（住所地番及び号）をキーとして，電子電話帳11の氏名データと，住所入り電子住宅地図12のポリゴンデータとを連結する。これによって，全戸氏名入り電子住宅地図14を生成する。」（【0035】）

ソ 「図7は，上記の全戸氏名入り電子住宅地図14のデータ構成を示す図である。同図に示すように，全戸氏名入り電子住宅地図14は，所番地データ15を連結キーとして，一方には住所入り電子住宅地図12のベクトル地図データ（ポリゴンデータ等）16が対応し，他方には電子電話帳11の氏名データ17が対応してテーブルが作成される。この全戸氏名入り電子住宅地図14は，パソコン13のハードディスク，書込み読出し自在のCD-ROM，複数枚のフロッピーディスク等に格納して保存される。」（【0036】）

タ 「この全戸氏名入り電子住宅地図14は，パソコン13のキーボードから氏名を入力すれば，その人物の居住する建物を中心にした地図がパソコン13

の表示装置に表示され、その人物の居住する建物にマークが付されて、そのマークが点滅する。また、当該地区の適宜な範囲の地図をプロッタで印刷出力することもできる。」（【0037】）

(3) 構成要件Dの「適宜に分割して区画化」について

ア 特許請求の範囲の「各ページを適宜に分割して区画化し、…住宅建物の所在する番地を前記地図上における前記住宅建物の記載ページ及び記載区画の記号番号と一覽的に対応させて掲載」という記載（構成要件D、E及びF）に照らせば、構成要件Dの「適宜に分割して区画化」とは、ページの特定の部分に記号番号を付し番地とこれに対応するページの特定の部分を一覽的に示したりすることができるよう、検索すべき領域の地図のページを分割し、認識できるようにすることといえる。

そして、本件発明は、前記1(2)のとおり、地図上に公共施設や著名ビル等以外の住宅及び建物は番地のみを記載するなどし、全ての建物等が所在する番地について、記載ページと当該ページ内で分割された区画のうち当該番地が記載された区画を一覽的に対応させて掲載した索引欄を設けることによって、簡潔で見やすく迅速な検索を可能にする住宅地図の提供を可能にするというものであり、本件発明の地図の利用者は、索引欄を用いて、検索対象の建物等が所在する地番に対応する、ページ及び当該ページにおける複数の区画の中の該当の区画を認識した上で、当該ページの該当区画内において、検索対象の建物等を検索することが想定されている。そのためには、当該ページについて、それが線その他の方法によって複数の区画に分割され、利用者が該当の区画を認識することができる必要があるといえる。そうすると、本件明細書に記載された本件発明の目的や作用効果に照らしても、本件発明の「区画化」は、ページを見た利用者が、線その他の方法及び記号番号により、検索対象の建物等が所在する区画が、ページ内に複数ある区画の中でどの区画であるかを認識することができる形でページを分割することをいうといえる。

また前記(2)のとおり、本件明細書には、発明の実施の形態において、本件発明を実施した場合における住宅地図の各ページの一例として別紙「本件明細書図2」及び「本件明細書図5」が示されているところ、これらの図においては、いずれも道路その他の情報が記載された長方形の地図のページが示されたうえで、そのページが、ページ内にひかれた直線によって仕切られて複数の区画に分割されており、その複数の区画にそれぞれ区画番号が付されている。また、本件明細書図4の索引欄には、番地に対応する形でページ番号及び区画番号が記載されており、利用者は、検索対象の建物の番地から、索引欄において当該建物が掲載されているページ番号及び区画番号を把握し、それらの情報を基に、該当ページ内の該当区画を認識して、その該当区画内を検索することにより、目的とする建物を探し出すことが記載されている（【0028】）。ここでは、上記の特許請求の範囲の記載や発明の意義に従った実施の形態が記載されているといえる。

加えて、本件明細書には、本件発明の「区画化」の用語を定義した記載はなく、【0017】ないし【0032】及び別紙「本件明細書図1」ないし「本件明細書図5」で記載された実施形態以外には本件発明の実施形態の具体的記載はない。なお、後記イのとおり、本件明細書の【0033】【0037】に記載された地図は、本件発明の実施形態を記載したものとはいえない。

したがって、本件明細書における発明の実施の形態に係る記載からしても、構成要件Dの「適宜に分割して区画化」とは、ページを見た利用者が、線その他の方法及び記号番号により、検索対象の建物等が所在する区画が、ページ内に複数ある区画の中でどの区画であるかを認識することができる形でページを分割することをいうと解される。

イ これに対し、原告は、本件明細書（【0033】【0037】）は、本件発明の実施形態として、コンピュータが自動的に区画を探し出し、当該区画を画面中央に配置し、当該区画内にある所望の建物をユーザが直接認識できる電子住宅地図（全戸氏名入り電子住宅地図）を開示しており、このような構成を備える電子住宅地図では、ユーザが視覚的に地図内の位置を分かりやすく探せるように仕切り線を設ける必要はないから、「区画化」もまたユーザが目に見える形で仕切る構成に限定されない旨主張する。

確かに、本件明細書には、全戸氏名入り電子住宅地図として「戸番地（住所地番及び号）をキーとして、電子電話帳11の氏名データと、住所入り電子住宅地図12のポリゴンデータとを連結する。」（【0035】）、「この全戸氏名入り電子住宅地図14は、パソコン13のキーボードから氏名を入力すれば、その人物の居住する建物を中心にした地図がパソコン13の表示装置に表示され、その人物の居住する建物にマークが付されて、そのマークが点滅する。」（【0037】）との記載がある。

しかし、本件発明の特許請求の範囲（請求項1）には、上記【0037】記載の動作に対応する構成の記載はない。また、本件明細書には、「公官庁や住宅関係の企業では、今まで通り氏名入りの住宅地図を必要とする場合も考えられる。そのような場合でも、…全戸氏名入りの住宅地図を作成することができる。」（【0033】）との記載があるところ、上記記載中の「今まで通り氏名入りの住宅地図」とは、「建物表示に住所番地ばかりではなく、居住者の氏名も全て併記」された「従来の住宅地図」（【0002】）を指すと解されること、【0037】の全戸氏名入り電子住宅地図14においては、利用者がパソコン13のキーボードから氏名を入力することによりその人物が居住する建物を検索する場合、マークの付された建物に表示された氏名を視認することによって検索の目的とする建物との同一性を確認するものと理解できることから、全戸氏名入り電子住宅地図14は、「全戸」の氏名が表示された地図であるものと認められる。そうすると、全戸氏名入り電子住宅地図14は、構成要件Bの「検索の目安となる公共施設や著名ビル等を除く一般住宅及び建物については居住人氏名及び建物名称の記載を省略し」の構成を備えていない。

したがって、本件明細書記載の全戸氏名入り電子住宅地図14は、本件発明の実施形態に含まれるとは認められない。なお、本件発明の出願経過によれば、本件特許出願の願書に最初に添付した明細書（乙8の2、8の3）記載の特許請求の範囲は旧請求項1ないし11からなり、旧請求項7ないし11には、「全戸氏名入り電子住宅地図作成方法」に係る発明の記載があり、発明の詳細な説明中の【0014】ないし【0016】に旧請求項7ないし11を引用した記載部分があったが、同年10月21日付けの手続補正（乙9）により、旧請求項1の文言を補正し、旧請求項2ないし11及び【0014】ないし【0016】を削除する補正がされたこと、上記補正後の請求項1は、拒絶査定不服審判請求と同時にされた平成13年6月7日付けの手続補正により本件発明の特許請求の範囲記載の請求項1と同一の記載に補正されたこと（乙10）に照らすと、本件明細書の【0033】ないし【0038】記載の全戸氏名入り電子住宅地図14に関する記載は、平成11年10月21日付けの手続補正により削除された旧請求項7ないし11記載の「全戸氏名入り電子住宅地図作成方法」に係る発明の実施形態であると認められる。

以上によれば、本件明細書記載の全戸氏名入り電子住宅地図14が本件発明に含まれることを前提とする原告の上記主張は採用することができない。

ウ 原告は、本件発明に係る住宅地図は、紙媒体の住宅地図だけではなく、電子住宅地図もその技術的範囲に含む発明であるところ、電子住宅地図において、索引欄の任意の番地を選択すれば、当該番地を含む区画を中心とする地図が当該番地を中心として自動的に表示されることは技術常識であったから、「区画化」が必ずしもユーザの目に見える形で仕切ることを意味するものでもないとも主張する。

しかしながら、本件明細書には、当該番地を含む区画を自動で検索・表示する構成は何ら開示されておらず、かえって、従来技術においては、番地付近の不要な文字（氏名）は、記載情報を読み取る際の人間の習性からこれらの情報まで読み取ることとなって迅速な検索の支障となっていたのに対し、本件発明においては、氏名の記載がないことによって視野の邪魔がなくなり、目的とする番地の建物を目視によって探し出すことが容易になったこと（【0007】【0021】）、本件特許の実施形態における検索速度を測定した試験結果によれば、従来の氏名入りの住宅地図と比較しておよそ十倍の速度で検索できることが判明したこと（【0029】）が記載されており、本件発明に係る地図は、それが紙媒体又は電子媒体いずれに記録されるものであるかにかかわらず、番地の検索行為は使用者が目視で行うことが前提とされているといえる。

したがって、本件発明の「区画化」は、利用者が認識できる形で仕切ることを意味する。本件発明が電子住宅地図を含むか否か、電子住宅地図において索引欄の任意の番地を選択すれば当該番地を含む区画を中心とする地図が当該番地を中心として自動的に表示されるとの技術常識が存在したか否かは、「区画化」に係る前記解釈に影響を与えるものとはいえない。

(4) 原告は、被告地図において、縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の被告地図がそれぞれ構成要件Dの「該地図を記載した各ページ」に該当すると主張した上で、被告地図は、●(省略)●から成り、画面表示される部分は複数のタイルから構成されるから構成要件Dの「適宜に分割して区画化」を充足すると主張する。

しかしながら、仮に、縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の被告地図がそれぞれ構成要件Dの「該地図を記載した各ページ」に該当するとしても、前記2(1)ウのとおり、上記各被告地図においては、画面を仕切る線等は存在せず、また画面上の特定の区画を示す記号番号も付されていないのであり、利用者は、線その他の方法及び記号番号により、ページにある複数の区画の中で、検索対象の建物が所在する地番に対応する区画を認識することができるとはいえない。

また、被告地図において画面表示される画像データ(ラスターデータ)が●(省略)●から構成されるとしても、前記2(1)エのとおり、ユーザは、端末のインターネット接続を遮断して新たな地図データが受信されない状態にしない限り●(省略)●の範囲を認識しない。また、同画像データに個々のタイルを特定する記号番号が付されていたと認めるに足る証拠もないから、ユーザは●(省略)●する記号番号を認識することはない。

したがって、被告地図においては、線その他の方法及び記号番号により、ページにある複数の区画の中で、検索対象の建物が所在する地番に対応する区画を認識することができるとはいえない。そうすると、前記(3)に照らし、被告地図において、「各ページ」が、「適宜に分割して区画化」されているとはいえない。

これらによれば、縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の被告地図について、構成要件Dの「適宜に分割して区画化」がされているとは認められない。

(5) 小括

以上によれば、その余の構成要件の充足性を判断するまでもなく、縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の被告地図についての文言侵害(主位的主張)は認められない。

3 争点2(縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の被告地図についての均等侵害の成否)

原告は、仮に縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の被告地図が、各ページに線その他の方法及び記号番号を付されていない点において構成要件Dと相違するとしても、縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の被告地図は、均等の成立要件(第1要件ないし第3要件)を満たしているから、本件発明と均等なものとして、本件発明の技術的範囲に属する旨主張する。

前記1(2)のとおり、本件発明の技術的意義は、検索の目安となる建物を除く建物名称や居住者氏名の記載しないため、高い縮尺度で地図を作成すること

により小判で、薄い、取り扱いの容易な廉価な住宅地図を提供することや（構成要件B及びC）、地図の更新のために氏名調査等の労力を要しないことによって廉価な住宅地図を提供することを可能にするるとともに、地図上に公共施設や著名ビル等以外の住宅及び建物は番地のみを記載し、地図のページを適宜に分割して区画化したうえで、全ての建物等の所在する番地を、当該番地の記載ページ及び記載区画を特定する記号番号と一覽的に対応させた索引欄を付すことによって、簡潔で見やすく迅速な検索を可能にする住宅地図を提供すること（構成要件DないしF）を可能にする点にあるものと認められる。

しかしながら、被告地図においては、前記2(1)ウで認定したとおり、地図を記載した各ページを線その他の方法及び記号番号によりユーザの目に見える形で複数の区画に仕切られていないため、ユーザが所在番地の記載ページ及び区画の記号番号の情報から検索対象の建物等の該当区画を探し、区画内から建物を探し出すことができないから、迅速な検索が可能であるということとはできない。

したがって、縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の被告地図は、本件発明の本質的部分を備えているものとは認めることができず、同被告地図の相違部分は、本件発明の本質的部分でないということとはできないから、均等の第1要件を充足しない。

よって、その余の点について判断するまでもなく、縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の被告地図は、本件発明の特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとは認められないから、本件発明の技術的範囲に属すると認めることはできない。

3 小括

以上によれば、縮尺レベル「50m」「60m」「70m」の被告地図は、本件発明の技術的範囲に属すると認めることはできない。

結 論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件特許発明は、「住宅地図」に関するものであるところ、従来公知の住宅地図とはいろいろ異なる構成要件から成る手段の地図面であり、そのような手段をとることの意義ないし目的があったのである。その中の構成要件Dの「該地図を記載した各ページを適宜に分割して区画化し」の充足性が争点1となったのである。

しかし、被告地図における縮尺レベル「50cm」「60cm」「70cm」については、構成要件Dの「適宜に分割して区画化」されているとは認められないとして、文言侵害（主位的主張）はまず否認されたのである。

2. そこで、前記縮尺レベルの被告各地図についての均等侵害（予備的主張）の

成否についての争点2はといえば、縮尺レベル「50cm」「60cm」「70cm」の被告地図は、本件発明の本質的部分を備えているものとは認められないし、同被告地図の相違部分は、本件発明の本質的な部分とはいえないから、均等の第1要件を充足しないと認定されたのである。

そうすると、その余の点については判断するまでもなく、各縮尺レベルの被告地図は、本件発明の技術的範囲に属するものと認めることはできないと判断されたのである。

筆者は、具体的地図面を確実に見ていないから不確かであるけれども、この判断は妥当といえるだろう。

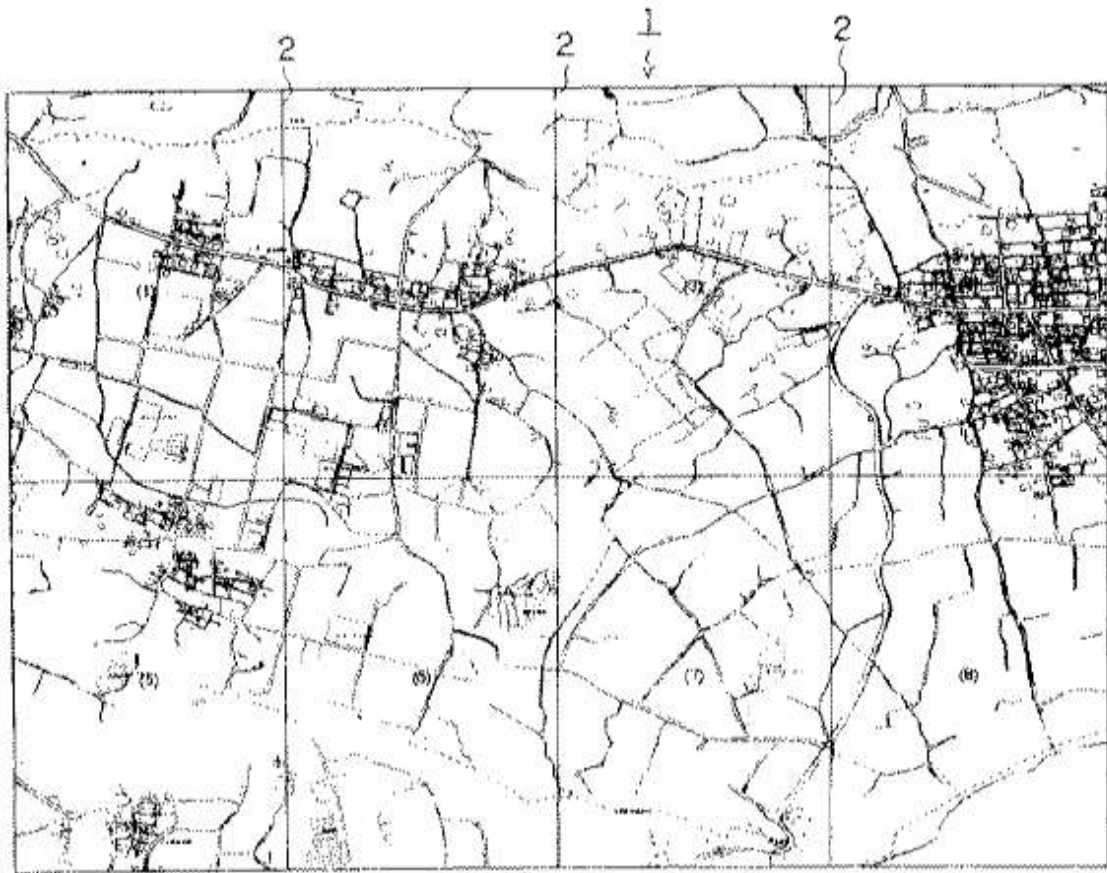
3. この事案は、その表題が物語っているように、特許権侵害に基づく差止請求訴訟ではなく、損害賠償請求だけの訴訟事件であることは、専用実施権者である原告が契約している特許権者の本件特許権は、特許権者が平成28年4月28日までに第11年分の特許料を特許庁に納付しなかったことにより消滅していることは、十分承知していたからであろう。

また、被告が特許無効審判請求をしたのは、被告の立場から原告の特許権を無効にすれば、損害賠償請求は不成立となるからであろう。

[牛木 理一]

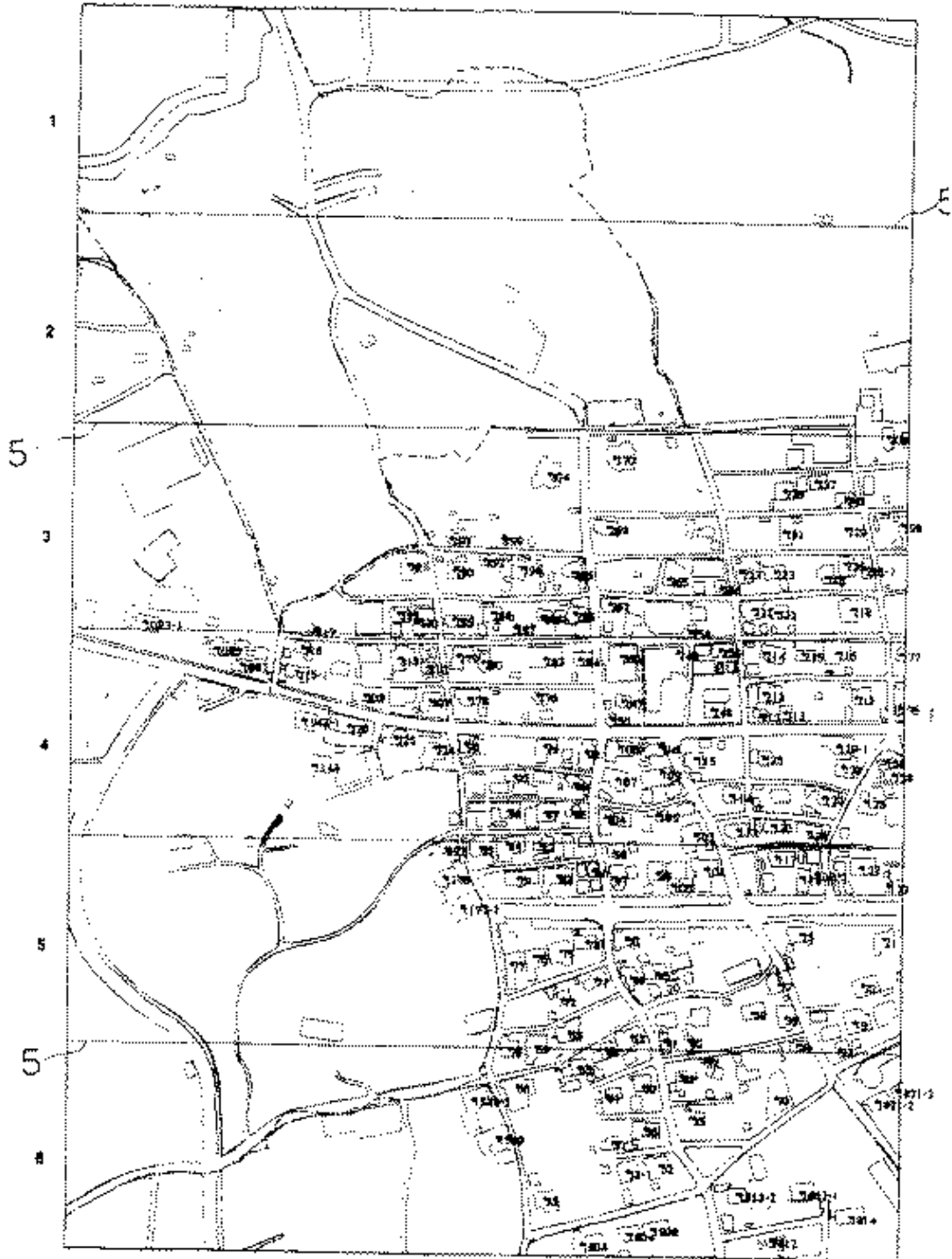
(別紙)

本件明細書図 1



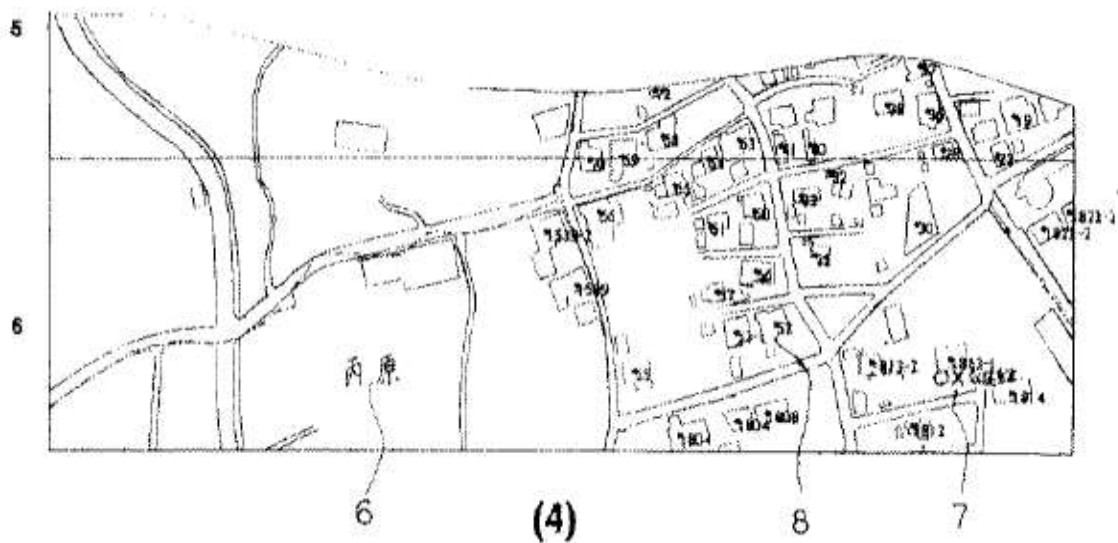
本件明細書図 2

4



(4)

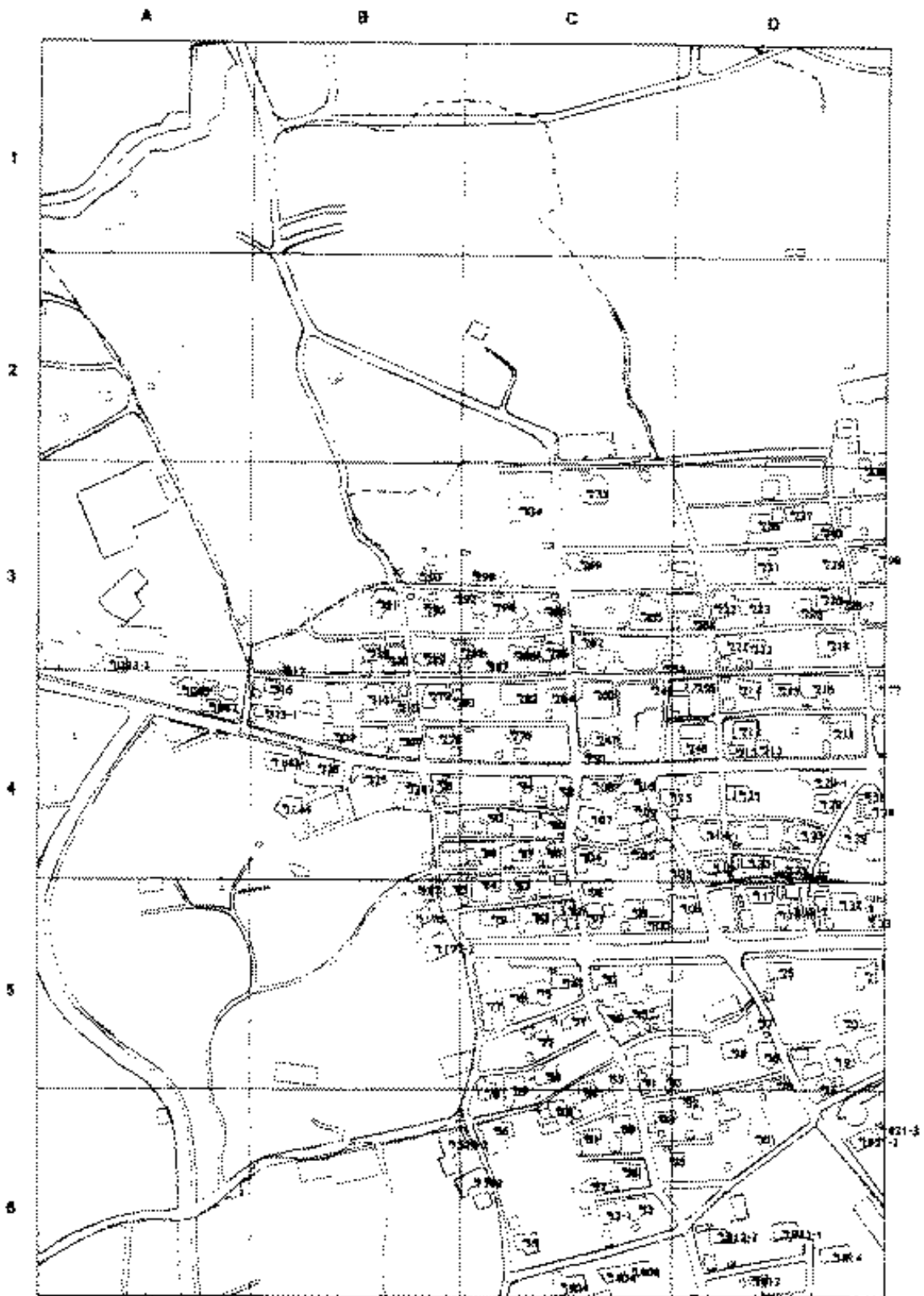
本件明細書図 3



本件明細書図 4

字名	住宅番地	頁	区画	住宅番地	頁	区画	住宅番地	頁	区画
甲原	8~14-5	1	4	17-2	2	3	18~19	1	4
	20	1	6	21~67	1	4	91~100-4	2	3
	156-2~3	2	4	156-3~158-2	2	6	182-3~184-3	2	4
	188-2~195	3	3	237-2~237-4	2	6	238	2	4
	239-2~244	2	6	370-1	3	3	372-2	3	3
	424~425-4	1	1	444~447	1	4	448	2	4
	449~451	1	4	452~455	1	2	471-1	1	4
	472-1	2	3	480~491	2	4	513~560	2	2
	567-2~574-3	3	3	596~606-3	2	3	607~623	2	4
	627~636	2	3	646~647	2	4	734	3	3
乙原	23~104	1	2	105~133	1	3			
丙原	19~29	4	5	30~70	4	6	85~94	4	5
	96	4	3	97~101	4	3	103~116	4	4
	117~118-3	4	5	120~129-1	4	4	132~133	4	5
	135~276	4	4	278~280	4	3	282~288	4	4
	289~293	4	3	294~304	4	4	307~326	4	3
	327	4	5	1050~1071	3	4	1082~1083-3	4	3
	1089-1~1104	3	4	1143-1~1144	4	3	1176~1176-2	4	5
	1539-2	4	5	1539~1821-3	4	6			

本件明細書図 5



(4)